

烏山区民会館 ホール利用の制限について

当ホールは建物の構造上、他の施設に音漏れ、振動が伝わりやすいため、楽器の種類や音量により、使用の制限があります。

表中にない楽器の使用については、お問い合わせください。
また、下記の催し物にも制限がありますのでご注意ください。

【使用可能な楽器】

打弦楽器	ピアノ	○	金管楽器	トランペット	△
	オルガン	○		ホルン	△
弦楽器	ヴァイオリン	○		トロンボーン	△
	ビオラ	○		ユーフォニウム	△
	チェロ	○		チューバ	△
	コントラバス	○	鍵盤打楽器	マリンバ	○
ハープ	○	ヴィブラフォン		○	
木管楽器	フルート	○	打楽器	和太鼓(大太鼓)	▲
	クラリネット	○		和太鼓(小太鼓)	△
	オーボエ	○		エレキ・ドラム等 (ロック音楽演奏)	×
	ファゴット	○		洋太鼓 (ティンパニー、スネア・バスドラム)	△
	サクソ	△	その他	PA(音量装置)を大量に使う催し物	×

【利用できない催し物】

動きの激しい 舞踊	ヒップホップ	△	振動の大きい 公演	跳び箱(体操)	※2
	ブレイキン	△		縄跳び(ダブルダッチ)	※2
	フラメンコ	※1		受け身(武道)	※2
	タップダンス	※1			

○ 使用可能

× 使用不可

△ 条件付き使用可能 <条件> 音量の制限あり。(ホールから音漏れしない状態)

▲ 条件付き使用可能 <条件> 音量の制限あり。(他施設の利用がない場合)

※1 条件付き使用可能 <条件> 養生使用。(タップ・フラメンコシューズで舞台の床は踏めません)

※2 条件付き使用可能 <条件> 養生使用。(舞台上の振動を抑えること)

注意:他の施設への音漏れ、振動により影響がでた場合、演奏の途中でも、音量の調整または中止していただく場合があります。

【問合せ先】 烏山区民センター 管理事務所
電話:3326-3511 FAX:5313-0009